

放課後児童クラブひとり親等支援事業

申込受付期間 → 令和7年3月3日～令和7年4月30日

申込方法 → QRコードから

★目的★

ひとり親等または生活保護受給世帯における放課後児童クラブ利用料の負担を軽減し、当該家庭の生活の安定と自立を支援することを目的とする。

★対象となる方★

うるま市内に住所を有し、市内の放課後児童クラブを利用している方で次のいずれかの要件に該当する世帯

- ・児童扶養手当、または、母子及び父子家庭等医療費助成の受給者
- ・生活保護受給者



★輕減額★

利用している放課後児童クラブが定める利用料（保育料・おやつ代）の2分の1の額
（ただし、上限月額5,000円）

※軽減後の利用料を放課後児童クラブへお支払いただくことになります。

★対象期間★

申請を行った日の属する月の翌月から始め、軽減の対象要件に該当しなくなった日の属する月まで。（申請日が月の初日である場合は、申請した月より対象とする）

※年度毎の申請になります。継続して利用する場合であっても毎年申請が必要です。

★ 申し込み方法 & 必要書類 ★

※注意※ 申請受付開始は3月3日から
受付開始前はサイトへアクセス出来ません



- ① 右記の QR コードを読み込み、サイトに接続し、必要事項を入力する。

※ 画像が読み取れない場合 → <https://logoform.jp/form/3Qsu/793215>

- ② 下記の必要書類の写しを添付する（下記のいずれか1つ）

- ・児童扶養手当証書

※（有効期限が表示されている面と証書番号や受給者氏名・住所等の記載されている面）

- ・母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証

※（対象者・受給者・住所・資格対象期間の記載されている面）

- ・生活保護受給証明書

※（うるま市役所東棟 2 階 保護課にて発行された証書）



△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△

- 必要箇所が不鮮明、撮影されていない場合、認定が遅れる可能性もございます。
- 市外へ転出する場合や利用資格の要件を満たさなくなった場合（放課後児童クラブを退所した場合も含みます）は、速やかに喪失届出書を提出してください。
- 利用資格の認定後であっても、申請書や添付書類等に虚偽や不正があった場合は、利用資格を喪失することがあります。